

平成 26 年 5月 7 日

国土交通大臣 殿

## 地域型住宅ブランド化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅ブランド化事業の適用を申請します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称: 佐賀松浦の家

グループの名称: 佐賀県建設産業協会

直近採択グループ番号: 03 - 0005 - 0440

(平成26年度新規グループは、採択グループ番号は必要ありません)

(グループ代表者)

代表者名: 中村 哲 代表者印  
代表者所属先: (株)中村建築  
代表者構成員番号: VI-6  
代表者住所: 佐賀県唐津市湊町895-1  
電話番号: 0955790638

(グループ事務局)

事務局事業者名: 佐賀県建設産業協会  
事務局構成員番号: VIII-3  
事務局担当者名: 森山 政昭 印  
事務局郵便番号: 8470844  
事務局住所: 佐賀県唐津市菜畑3311-3  
事務局電話番号: 0955723593  
事務局FAX: 0955751498  
事務局担当者E-mail: matsuka-koumuten@nifty.com

※ 過去に採択されたグループは、最終的に提出された適用申請書から変更点がある場合、その変更点分かるように(文字の色を変更する、下線を引く等)記載して下さい。

■他の様式にリンクしますので、全て正確に記載してください。

1. 地域型住宅の名称(必須)	佐賀松浦の家
2. グループの名称(必須)	佐賀県建設産業協会
3. 地域型住宅供給対象地域(必須)	佐賀県, 福岡県, 長崎県
4. 結成年月(必須)	昭和38年4月
5. グループ代表者名(必須)	中村 哲
6. グループ代表者の所属先(必須)	㈱中村建築
7. グループ代表者の構成員番号(必須)	VI-6
8. グループ代表者所在地(必須)	佐賀県唐津市湊町895-1
9. グループ代表者電話番号(必須)	0955790638
10. グループ事務局事業者名(必須)	佐賀県建設産業協会
11. グループ事務局の構成員番号(必須)	VIII-3
12. グループ事務局担当者名(必須)	森山 政昭
13. グループ事務局郵便番号(必須)	8470844
14. グループ事務局所在地(必須)	佐賀県唐津市菜畑3311-3
15. グループ事務局電話番号(必須)	0955723593
16. グループ事務局FAX番号(必須)	0955751498
17. グループ事務局担当者E-mail(必須)	matsuoka-koumuten@nifty.com

注1

注2

注3

注3

(構成員数) ※様式2-2の各シートからリンクする為、入力はありません。	
I. 原木供給	4
II. 製材・集材製造・合板製造	7
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	9
IV. プレカット	5
V. 設計	11
VI. 施工	16
VII. 木材を扱わない流通	1
VIII. I~VII以外の業種	5

	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称
A. 使用する地域材に関する事項 (必須) ※地域材の種類が5種類を超える場合は<様式3-3その他>に記入してください。	佐賀県産材	佐賀県	「佐賀県産乾燥木材」認証制度
	大分県産材	大分県	大分県産材等証明
B. 平成26年度における地域型住宅の供給予定戸数等 (必須)	地域型住宅の供給予定戸数 20 戸	(左記の根拠、様式2-2に記載した実績との関係等)	
	うち経験工務店による長期優良住宅 18 戸 うち未経験工務店による長期優良住宅 2 戸	本補助金の活用により長期優良住宅の受注に集中的に取り組むこととし、長期優良住宅の供給予定戸数を平成25年度実績の10割増しと設定した。各社1棟×16社を最低目標とする。	
C. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール (必須)	地域型住宅による地域材使用予定量 200 m <sup>2</sup>	(左記の根拠、様式2-2に記載した実績との関係等)	
	うち長期優良住宅分 200 m <sup>2</sup>	地域型住宅には戸当り10m <sup>2</sup> 程度の県産杉を使用することとしていることから、左記地域材使用予定量を設定。	
D. 平成25年度の執行状況 (H25年度採択グループのみ必須)	採択戸数 注4	交付申請戸数	完了実績見込み
	11 戸	11 戸	竣工済 5 戸 竣工予定 6 戸

注1) 代表者の所属先及び事務局事業者名は略さず正式名で記載してください。例:株式会社〇(株)×

注2) 郵便番号は、ハイフンありで半角入力 例:123-4567

注3) 電話番号・FAXは、ハイフンなしで半角入力 例:0123456789

注4) 採択戸数は最終的な配分戸数を記入して下さい。







グループ構成員にプレカット事業者を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給のルートにおいてプレカット事業者を含まないことがある場合、その理由

注1

県番号	構成員番号	事業者名	所在地
IV.		プレカット	構成員数: 5
34	IV - 1	中国木材 株式会社	呉市広多賀谷3丁目1-1
40	IV - 2	株式会社 キューハウ	福岡市東区箱崎ふ頭4-3-4
40	IV - 3	原田木材 株式会社	福岡市東区箱崎ふ頭4-3-2
41	IV - 4	福井木材 株式会社	唐津市和多田南先石1-29
42	IV - 5	佐世保木材 協同組合	佐世保市沖新町2-18
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		

注1) 県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

※) 業種(I、II・・・)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上)による体制としてください。ただし、VI. 施工以外の業種について、地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給ルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合は、その根拠を、当該業種の様式2-2に記載してください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※) I～VII以外の業種の構成員がある場合は、VIIIに記載してください。

※) 行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。

※) <様式4-2>適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、(株)や(有)等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

グループ構成員に設計事業者を含まない場合、その理由

注1

県番号	構成員番号	事業者名	所在地
V.		設計	構成員数: 11
41	V - 1	岩忠建設株式会社 建築設計事務所	西松浦郡有田町立部乙2238-1
41	V - 2	有限会社 福山建築	唐津市巖木町牧瀬117番地16
40	V - 3	株式会社 手嶋組一級建築士事務所	朝倉市三奈木4395-1
41	V - 4	鷺崎建築設計室	西松浦郡有田町南・甲216-3
41	V - 5	中村哲建築設計事務所	唐津市湊町895-1
41	V - 6	中川建築設計事務所	唐津市神田1832番地4
40	V - 7	大庭建設株式会社 一級建築士事務所	太宰府市大字内山653-2
41	V - 8	むらやま建築設計事務所	唐津市東唐津四丁目7-12-2
41	V - 9	蒼空間設計事務所	唐津市久里1384番地
41	V - 10	株式会社 ミヤタプランニングオフィス	佐賀市高木瀬西四丁目17-24
40	V - 11	有限会社 松永建設	豊前市大字三毛門708-5
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		

注1) 県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

- ※) 業種(I、II・・・)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上)による体制としてください。ただし、VI. 施工以外の業種について、地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給ルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合は、その根拠を、当該業種の様式2-2に記載してください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。
- ※) I～VII以外の業種の構成員がある場合は、VIIIに記載してください。
- ※) 行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。
- ※) <様式4-2>適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、(株)や(有)等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

注1

注2

注3

県番号	構成員番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号
VI. 施工 (元請の年間新築住宅供給戸数が50戸未満の中 小住宅生産者が5事業者以上)					構成員数: 16	
40	VI-1	株式会社 手嶋組		838-0023	朝倉市三奈木4395-1	0946224414
41	VI-2	有限会社 福山建築		849-3113	唐津市厳木町牧瀬117番地16	0955633357
41	VI-3	有限会社 宮口建設		847-0022	唐津市鏡1819	0955770809
41	VI-4	岩忠建設 株式会社		849-4153	西松浦郡有田町立部乙2238-1	0955462426
41	VI-5	株式会社 ミヤタプランニングオフィス		849-0921	佐賀市高木瀬西四丁目17-24	0952344323
41	VI-6	株式会社 中村建築		847-0133	唐津市湊町895-1	0955790638
41	VI-7	クリエイトホーム 株式会社		847-0017	唐津市東唐津四丁目7-12-2	0955743055
40	VI-8	有限会社 松永建設		828-0031	豊前市大字三毛門708-5	0979822818
41	VI-9	株式会社 松岡エム店		847-0033	唐津市久里1384	0955780074
41	VI-10	松下工務店		847-0824	唐津市神田3285-15	0955726419
41	VI-11	株式会社 コンドー住設		847-0022	唐津市鏡4415	0955774848
40	VI-12	大庭建設 株式会社		818-0115	太宰府市大字内山653-2	0929226822
41	VI-13	伊藤建築		847-0133	唐津市湊町1028	0955790400
41	VI-14	百武建築		849-3123	唐津市厳木町岩屋1064	0955633455
41	VI-15	逢家建築工房		849-3201	唐津市相知町相知1794-2	05035652861
41	VI-16	吉岡建設		849-5104	唐津市浜玉町洲上金草313-4	0955568263
	VI-					
	VI-					
	VI-					
	VI-					
	VI-					
	VI-					

注1) 県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

注2) 郵便番号は、半角文字で、ハイフン付きで入力してください。(例:000-0000)

注3) 電話番号は、半角文字でハイフンやかっこを入れずに入力してください。(例:00000000000)

- ※) 業種 (I、II・・・)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上)による体制としてください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。
- ※) VI. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成23年から25年の3力年における1年当たりの平均を記載して下さい。
- ※) 平成25年(1月～12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。
- ※) I～VII以外の業種の構成員がある場合は、VIII以降に記載してください。
- ※) 行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。
- ※) <様式4-1>適用申請書記載事項確認書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、(株)や(有)等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。



注1		注1						注4	注5	注6	注7
県 番号	構成員 番号	事業者名		平成25年(1月～12月)実績				補助金 の活用 実績	被災地 に該当	省工ネ 講習 修了済	省工ネ 講習 受講 予定
				元請の新築住宅供給戸数		うち木造の長期優良住宅					
(元請の年間新築住宅供給戸数が50戸未満の中小住宅生産者が5事業者以上)				H25年実績	直近3年平均	H25年実績	直近3年平均	7	0	7	9
40	VI-1	株式会社	手嶋組	16 戸	10 戸	16 戸	10 戸	○			○
41	VI-2	有限会社	福山建築	5 戸	6 戸	0 戸	1 戸	○		○	
41	VI-3	有限会社	宮口建設	5 戸	5 戸	0 戸	0 戸				○
41	VI-4	岩忠建設	株式会社	4 戸	4 戸	3 戸	3 戸	○		○	
41	VI-5	株式会社	ミヤタブランニングオフィス	4 戸	4 戸	1 戸	1 戸	○		○	
41	VI-6	株式会社	中村建築	4 戸	2 戸	3 戸	2 戸	○		○	
41	VI-7	クリエイトホーム	株式会社	3 戸	5 戸	0 戸	0 戸			○	
40	VI-8	有限会社	松永建設	2 戸	3 戸	0 戸	0 戸			○	
41	VI-9	株式会社	松岡エム店	1 戸	2 戸	1 戸	2 戸	○			○
41	VI-10		松下工務店	1 戸	2 戸	0 戸	0 戸				○
41	VI-11	株式会社	コンドー住設	1 戸	2 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-12	大庭建設	株式会社	1 戸	1 戸	1 戸	1 戸	○		○	
41	VI-13		伊藤建築	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸				○
41	VI-14		百武建築	0 戸	1 戸	0 戸	0 戸				○
41	VI-15		逢家建築工房	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸				○
41	VI-16		吉岡建設	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸				○
	VI-			戸	戸	戸	戸				
	VI-			戸	戸	戸	戸				
	VI-			戸	戸	戸	戸				
	VI-			戸	戸	戸	戸				
	VI-			戸	戸	戸	戸				

注1) 様式2-2 VI-1のシートからリンクするため、入力はありません。

注4) 過去に地域型住宅ブランド化事業や木のいえ整備促進事業等、長期優良住宅の整備に対する補助を受けたことがある場合は○を付けて下さい。なお、平成25年度地域型住宅ブランド化事業については、交付申請を行った場合でも○を付けて下さい。

注5) 「被災地」については、「施工」の事業者の主たる事業所(本店)が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、○を付けて下さい。  
参照：内閣府HP(<http://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/2011jyosei-tokutei.html>)

注6) 施工に関わる者の中に住宅の省エネルギー技術に関する講習の修了者がいる場合は○を付けて下さい。

注7) 施工に関わる者の中に平成26年度中に住宅の省エネルギー技術に関する講習の受講予定者がいる場合は○を付けて下さい。

※) 業種(I、II...)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上)による体制としてください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※) VI. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成23年から25年の3年における1年当たりの平均を記載して下さい。

※) 平成25年(1月～12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。

※) I～VII以外の業種の構成員がある場合は、VIII以降に記載してください。

※) 行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。

※) <様式4-1>適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、(株)や(有)等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。





1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 佐賀松浦の家	(地域型住宅供給対象地域) 佐賀県, 福岡県, 長崎県
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 佐賀県建設産業協会	(結成年月) 昭和38年4月
3. 過去の採択グループ番号 (必須)	0 3 - 0 0 0 5 - 0 4 4 0	注1
4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み		
ア. 特徴あるブランド化の目標設定 (必須)		
【平成26年度における対応方針】 (過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)		
<p>a.【地域型住宅「佐賀松浦の家」の取組み】                  多くの山や川に恵まれた自然豊かな土地、台風の通り道で、数年ごとに災害が発生している。また、主な森林資源は杉人工林、寒冷な気候の下で生育した県産杉は、他地域に比べ目が詰まっており粘り強く肌触りがよい。                  この地域特性への対応を前提として、下記取組みを行う。                  ○土台は桧とし120×105以上、柱は杉又は桧とし120角以上を使用                  ○佐賀県産材認証制度によって産地証明のなされた佐賀県産材を主要構造の50%以上使用                  ○主要構造材(柱、梁、桁、土台)に地域材(九州産)を100%使用する                  ○内装材(床、壁、天井)に地域材を活用する事とし、10㎡以上の面積に使用する                  ○JBN維持管理計画書の提出と指定図書を住宅履歴情報として「いえもり・かるて」(情報サービス機関)に蓄積</p> <p>【平成25年度の取組みにおける課題】                  少子高齢化が進む当地域において、住まい手が将来に渡って安心して暮らせる住まいづくりを目指している。しかし、消費者に対してこの意図が伝わっていない。これは、消費者への取組みの案内を組織的にしてなかった点が大きく影響していると思われる。</p> <p>【課題解決に向けた平成26年度の取組み】                  平成26年度は、施工グループ、建材グループを中心としてグループとしての広報活動や各グループ構成員への新規加入の働きかけを行う。  <b>「佐賀松浦の家」の市場認知度向上に向けた取組みを行い、和の住まいの推進に関する取組みを積極的に行う。</b></p>		
地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
上記を踏まえた地域型住宅の特徴等(性能や地域性等)における共通ルール (任意)	佐賀県産材、認証制度によって産地証明のなされた佐賀県産材を主要構造の50%以上使用し全体として九州産材を100%使用する。 省令準耐火構造か又は、耐震等級3とする	住宅の木拾い表、流通時の納入伝票を添付すると共に、第三者機関が発行する証明書を添付する。 工務店サポートセンター仕様の特記仕様書を添付する。(省令準耐火構造)
イ. 効率的な住宅生産体制の整備 (aは必須)		
【平成26年度における対応方針】 (過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)		
<p>a.【住宅生産体制の整備と品質維持に向けた取組み】                  ○木材・建材検討WGを設置し、グループとして地域型住宅に使用する木材の選定を行い、主に施工グループを対象とした木材の共同購入リストを作成し、事前に年間の使用量の割り出しを行う。                  【平成25年度の取組みにおける課題】                  取組みが不十分でまだ満足するまでには至っていない。                  又、木材等の共同購入までは進まなかった。平成26年度は、この点を考慮し以下の対策を行う。                  【課題解決に向けた平成26年度の取組み】                  平成26年度は、上記の解決を図る為、平成25年度の取組みに加え以下の取組みを追記する。                  ○木材検討WGを発足させ木材の選定を行いコストダウンを図る。(佐賀県材について検討する)                  ○建材メーカー・流通グループと連携して使用する木材の性能の担保に取組む</p> <p>b.【住宅生産におけるグループの信頼向上に資する取組】                  ○グループとしての「標準見積書」の作成と、積算手法の標準化の取組み。それによる、消費者への住宅コストの見える化と適正な価格の提示。                  ○「標準見積書」を使用して消費者への提示・説明の義務化。                  【平成25年度の取組みにおける課題】                  工事完了の時期が年度後半にずれ込み、全体として「標準見積書」の作成にかかる打合せが十分に時間がとれなかった。又、地域型住宅の性能の担保や設備工事の均一化も不十分であった。                  【課題解決に向けて平成26年度に追加する取組み】  <b>○対象となる住宅に関わる全構成員が施工状況の共有を行える仕組みの導入。</b>                  ○「いえもり・かるて」を利用し、施工結果の記録の義務化。                  ○「標準見積書」の作成。</p>		
地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
上記の住宅生産の合理化・効率化に資する取組、安定供給の長期維持体制、グループの信頼向上に資する取組における共通ルール (任意)	「標準見積書」を使用して消費者への提示・説明の義務化 木材明細書(構造材)を添付する	契約書の写しの提出・見積内訳書の写しの提出 グループ事務局がチェックリストで確認する

注1) 過去に採択されたグループは、最終的に付与されたグループ番号を記載してください。

※) 過去に採択されたグループは、それぞれの項目について直近の取組みを踏まえた課題と、平成26年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 佐賀松浦の家	(地域型住宅供給対象地域) 佐賀県, 福岡県, 長崎県
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 佐賀県建設産業協会	(結成年月) 昭和38年4月
3. 過去の採択グループ番号 (必須)	0 3 - 0 0 0 5 - 0 4 4	0 注1
4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み		
ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備 (aは必須)		
【平成26年度における対応方針】 (過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)		
<p>a. 地域住宅の長寿命化に向けて履歴情報の蓄積、グループとしての点検内容・診断基準の設定を行い、すまい手の安心と信頼を確保する。</p> <p>○住宅履歴情報蓄積の義務化 ○グループ共通のJBN維持保全計画書の作成と活用および、メンテナンス実施時期の明文化(1年・3年・5年10年・20年・30年) ○メンテナンス実施に関する報告書の提出(すまい手に原本、事務局に写しの提出) ○すまい手による「JBN住まいの管理手帳」の作成と消費者を対象とした相談会の実施</p> <p>【平成25年度の取組みにおける課題と平成26年度の取組み】 JBNと協力して維持管理計画書の提出を行い、点検の実施と完了報告の義務化を行っているため、今のところは問題無し。 平成26年度も引き続き強気に押し進める。</p> <p>b. 施工事業者の廃業や業態の変化に対する対応は、施工事業者の選定、信頼の確保に対してグループとして以下の取組みを行う。</p> <p>○グループ事務局内に「すまい手相談窓口」の設置 ○瑕疵が発生した場合の対応の手引きを作成し、住宅の引き渡し時に「重要事項説明書」としての説明の義務付け</p> <p>【平成25年度の取組みにおける課題と平成26年度の取組み】 グループ構成員に廃業等の事業者は発生しなかったが、消費者からの問い合わせにより引き渡し後の指針を、明確にしその対応を行う事とした。 上記、万が一に備えた体制構築の取組みに、下記項目を追加対応を行う ○地域型住宅1棟当たり1万円の積立てを行い、廃業時の調査費として使用し、消費者にメンテナンス引き受けに関する提案と説明を実施</p>		
地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
グループの長期にわたる住宅維持管理体制における共通ルール (任意)	JBN維持管理計画書の提出と指定図書を住宅履歴情報として「いえもり・かるて」(情報サービス機関)に蓄積 指定期間(1年・3年・5年・10年・20年・25年・30年)の点検の実施と完了報告の義務化	住宅履歴預かり証の提出と蓄積図書一覧の提出 維持管理計画書の提出
住宅履歴情報の保存方法 (任意)	契約時、「いえもり・かるて」に登録し、住宅履歴情報の蓄積の義務化	「いえもり・かるて」が発行する、住宅履歴情報の預かり証の写しの提出
エ. グループの技術力の向上 (aは必須)		
【平成26年度における対応方針】 (過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)		
<p>a. 地域型住宅は、長期優良住宅認定・設計性能評価の取得において、未経験の構成員が6社含まれている。その対応として、設計・施工グループ構成員によるサポートや仕様説明会・施工・設計に関する勉強会等の計画を立て実施する事としている。</p> <p>○施工グループの内、長期優良住宅の経験メンバーを中心として、施工現場での施工勉強会の実施(2階) ○設計グループを中心とした設計仕様委員会の設置と仕様説明会の実施(1回:必要に応じて追加実施) ○設計・施工グループを中心とした長期優良住宅・設計性能評価研究会の実施(2回)</p> <p>【平成25年度の取組みにおける課題と平成26年度の取組み】 長期優良住宅に取り組んだことのない施工グループでの契約11棟中1棟成約したがまだ少ない。設計グループのサポートは行ったものの、未経験構成員の不安払しょくや提案力の向上には至らなかったと考えられる。この為、施工グループ全体に対する設計・施工・仕様作成・見積等に関する知識・技術に関する研修の体制を強化する必要がある。上記、実務研修会等の開催の取組みに、下記項目を追加対応を行う</p> <p>○事務局を中心として、未経験構成員のサポートチームを作り提案から設計・施工までのアドバイスが可能な体制を作る。 ○施主に向けて具体的に提案できるよう住まい手像を明確にした長期優良住宅プランを作成し、仕様や見積り内容を共有する。</p> <p>b. 乾燥過程におけるエネルギー消費量の低減を図る為「葉付乾燥」を始めとした天然乾燥を確立する</p> <p>【平成25年度の取組みにおける課題と平成26年度の取組み】 平成25年度の取組みとしては、物件数が少なく、時期的な要因も重なりうまく機能しなかった。この為、平成26年度は施工グループを中心としたグループを立ち上げ、「葉付乾燥」による天然乾燥を確立させる。</p>		
地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
グループの技術力の向上における共通ルール (任意)	地域型住宅の仕様説明会、長期優良住宅研修会の実施参加の義務付け	事務局による説明会、研修会参加の管理

注1) 過去に採択されたグループは、最終的に付与されたグループ番号を記載してください。

※) 過去に採択されたグループは、それぞれの項目について直近の取組みを踏まえた課題と、平成26年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 佐賀松浦の家	(地域型住宅供給対象地域) 佐賀県, 福岡県, 長崎県
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 佐賀県建設産業協会	(結成年月) 昭和38年4月
3. 過去の採択グループ番号(必須)	0 3 - 0 0 0 5 - 0 4 4 0 注1	

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与 (aは必須)

【平成26年度における対応方針】(過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)

- a. 地域型住宅「佐賀松浦の家」では、以下の2点に留意し地域材の選定を行った。
1. 主要構造材として、品質・性能・強度が明確に判断できる材を使用する事。  
○使用する地域材として、材のコスト・品質・強度・納期を考慮し**構造材**に関して、合法木材(九州)の使用を認める。
  2. 地域材の供給が安定的に行え、住宅建築のコストの高騰を避ける事が出来る事。

【地域材の具体的な使用部位とその使用量】

- 使用する地域材として主に、佐賀県産乾燥木材認定制度による佐賀県材を使用する。
- 主要構造材(柱、梁、桁、土台)に地域材を100%使用と柱は4寸角以上の材を使用する事

【平成25年度の取組みにおける課題と平成26年度の取組み】

- 平成25年度は、平成25年度の取組みに以下のルールを追記する。
- 使用する地域材として、材のコスト・品質・強度・納期を考慮し**主要構造材**に関して、合法木材(九州)の使用を認める。
  - 長スパンにおいては、PEFC認証証明書が取得できれば認める。**

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材利用に関する共通ルール(必須)	主要構造材(柱、梁、桁、土台)にグループ指定の地域材を100%使用し、柱は4寸角以上の材を使用する	住宅の不捨い表、地域材の証明書(合法証明を含む)、流通時の納入伝票を添付するとともに第三者機関が発行する証明書を添付

- b. グループ事務局が地域材の供給グループ(原木供給・製材・集成材・合板・流通)による、地域材の出荷状況等の情報提供を行い全構成員が情報を共有できる体制をとっている。

c. 【地場産業(瓦、畳、襖等)・地場産材等の積極的な活動】

平成26年度は去年度引き続き地域で制作される陶器製洗面ボールや小物を意識した提案を行い、地域を意識した地域型住宅として、基本仕様を組み込む。

d. 【地域の街なみ・景観ガイドライン等の整合性】

当協議会による地域型住宅の主な供給地域である佐賀県唐津地域は景観条例が制定されている。平成25年度はそのガイドラインの適合に向けた整備を行った。平成26年度も佐賀市・唐津市等で景観計画が指定された地域ではそのルールを遵守するとともに、佐賀市や唐津市等の城下町では瓦屋根を採用する。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材情報の共有、地場産業等の積極的活用、地域の住文化・景観・デザインへの寄与、和の住まいの推進に関する共通ルール(任意)	佐賀市・唐津市等で景観計画が指定された地域ではそのルールを遵守するとともに、佐賀市や唐津市等の城下町では瓦屋根を採用する。	グループ事務局がチェックリストで確認する。

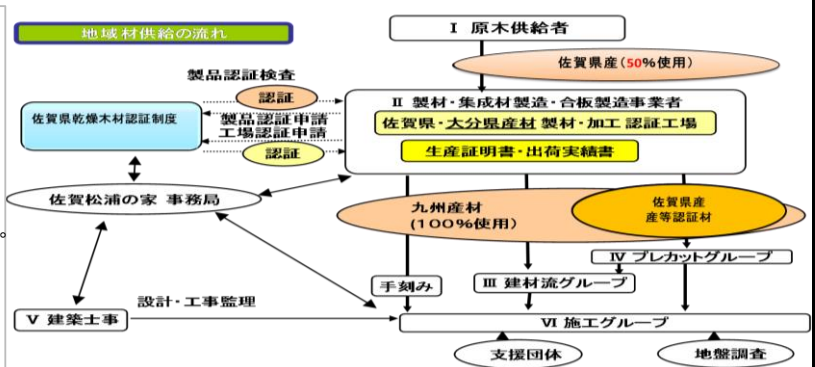
その他(任意)

【平成26年度における対応方針】(過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)

【補足】地域型住宅の地域材の流れ

○一部、施工グループの構成員においては、すべて手刻みによる加工を行う為、地域材の供給の流れの中で、製材・集成材・合板グループから直接購入を行う場合がある。また、一部流通グループを介さずに、地域材の調達を行う場合がある。(一部プレカット加工を使用する場合)

※合法木材の一部においては、産地・出荷者が多岐にわたり原木供給者の特定が困難な場合が多々ある。この為、製材・集成材・合板グループに所属する出荷者による合法性の証明によって代替する。  
※原木供給業者が海外であるため本申請において必要とされる念書の入手が不可能であったため原木供給者の登録を行っていない。



注1) 過去に採択されたグループは、最終的に付与されたグループ番号を記載してください。

※) 過去に採択されたグループは、それぞれの項目について直近の取組みを踏まえた課題と、平成26年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

※) グループの取組に関する補足説明は様式3-3の「その他」の欄に記載して下さい。